

令和元年5月25日

平川市教育委員会告示第3号

平川市教育委員会後援等の基準及び手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、後援、協賛及び共催（以下「後援等」という。）を行う事業の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 事業の趣旨に賛同し、後援の名義使用を認めることをいう。
- (2) 協賛 事業の趣旨に賛同し、物品等の提供を行うことをいう。
- (3) 共催 事業の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。

(後援等の名義)

第3条 教育委員会が後援等を行う場合の名義は、「平川市教育委員会」とする。

(承認対象団体)

第4条 後援等を承認する団体の主催者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 国、地方公共団体又はこれに準ずるもの
- (2) 学校又は学校の連合体
- (3) 公益法人及びこれに準ずる公共団体
- (4) 教育の振興に関する事業を主たる目的とし、次の要件のいずれをも満たす法人その他の団体
ア 主催者の名称及び所在地が明確であること。

イ 規約、会則等の定めがあり、組織、組織運営、財政基盤、役員その他の事業関係者が明確であること。

ウ 堅実な活動実績を有し、事業遂行能力が十分あると認められること。

(5) その他教育委員会が特に適当と認める団体

(承認の基準)

第5条 後援等を行う事業は、その目的及び内容が教育委員会の掲げる教育目標の推進又は本市教育活動の振興に寄与すると認められるもので、公共性又は公益性を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業等が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援等の承認を行わないものとする。

(1) 個人が主催するもの

(2) 営利を目的とするもの

(3) 政治的又は宗教的目的を持つもの

(4) 特定の思想、流派又は系列に偏るもの

(5) 主催者の構成員の親睦を目的とするもの

(6) その他教育委員会が不適當と認めるもの

(承認申請)

第6条 後援等の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、後援等承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業開催日の10日前までに教育委員会へ申請しなければならない。

(1) 申請者の身元又は組織の概要を明らかにする書類

(2) 事業計画書、実施要綱、プログラム案、ポスター案等事業目的及び事業の内容がわかる書類

(3) 入場料、参加料、協賛金等を徴収する場合は、収支予算書

(4) 前号の場合において、開催実績があるときは、前回の収支決算書

(5) 開催実績がある場合は、前回の開催状況がわかる書類

(6) その他の事業に関する資料で教育委員会が必要と認めるもの

2 賞状交付の許可をあわせて受けようとするものは、その旨を後援等承認申請書に記載し、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業の主催者が作成した賞状又は賞状の文案
- (2) 当該事業で交付する賞のリスト、審査方法について記載した書類
(承認の決定)

第7条 教育委員会は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を精査し、その承認の可否を決定するものとする。

2 教育委員会は、後援等を承認すると決定したときは後援等承認決定通知書（様式第2号）により、承認しないと決定したときは後援等不承認決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定による後援等の承認に関し必要な条件を付することができる。

(内容の変更)

第8条 後援等の承認を受けた申請者（以下「後援等事業実施者」という。）が、承認を受けた事業の内容等を変更しようとするときは、変更の内容等について記載した後援等承認申請変更届書（様式第4号）を速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第9条 教育委員会は、後援等の承認を受けた事業が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その是正を求め、又はその承認を取り消すことができる。

- (1) 申請の内容に虚偽があったとき。
- (2) 事業内容等の変更により、第3条に規定する承認基準を逸脱するものとなったとき。
- (3) 承認の条件に違反したとき。
- (4) その他承認することが不相当であると認められるに至ったとき。

2 前項の規定により、後援等の承認を取り消された場合において、後援等事業実施者に損害が生じて、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。